

第 3 9 号議案

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約を別紙のとおり変更する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出

中間市長 福田 浩

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の一部を変更する規約

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約（昭和27年10月29日県指令地27第1376号許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「及び糸島市」を「、糸島市及び那珂川市」に改める。

第4条第1項中「10人」を「9人」に改める。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部を変更する規約の新旧対照表

改正後	現行
<p>(名称及び組織)</p> <p>第1条 この組合は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合(以下「組合」という。)と称し県下全町村並びに大川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、糸島市及び那珂川市をもって組織する。</p> <p>(組合議会の組織及び選挙)</p> <p>第4条 組合議会の議員(以下「議員」という。)の定数は<u>9人</u>とし、議員は、各郡町村会長の職にある者をもってこれにあてる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(名称及び組織)</p> <p>第1条 この組合は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合(以下「組合」という。)と称し県下全町村並びに大川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市及び<u>糸島市</u>をもって組織する。</p> <p>(組合議会の組織及び選挙)</p> <p>第4条 組合議会の議員(以下「議員」という。)の定数は<u>10人</u>とし、議員は、各郡町村会長の職にある者をもってこれにあてる。</p> <p>2 (略)</p>